霧島市農業委員会委員選考委員会設置規則

（設置）

第１条　霧島市農業委員会の委員選任に関する規則（平成 29 年霧島市規則第　号）第９条第２項の規定による諮問に応じ、農業委員候補者（以下「候補者」という。）について選考するため、霧島市農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　選考委員会は、霧島市農業委員会の委員選任に関する規則第９条第２項の規定による諮問に応じ、候補者の選考を行い、その結果を市長に答申する。

（組織）

第３条　選考委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　農業委員経験者

（２）　認定農業者代表

（３）　女性農業者代表

（４）　青年農業者代表

（５）　副市長

（６）　総務部長

（７）　農林水産部長

（８）　その他市長が適当と認める者

（委員長及び副委員長）

第４条　選考委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は農林水産部を所管する副市長の職にある者を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

５　会議は非公開とする。ただし、会議において特に必要があると決定されたときは、これを公開することができる。

（除斥）

第６条　委員は、諮問を受けた選考が、自己若しくは自己に密接な関係のある者又は自ら推

薦した者に関するものであるときは、その議事に加わることができない。ただし、会議において特に必要があると決定されたときは、当該委員は、会議に出席し、発言することができるものとする。

（秘密の保持）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　選考委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。